

千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業に係る

名古屋市有地の一時貸付一般競争入札

【質問】 入札案内書 13 頁の仕様書について

「1 (3) 上記①・②については、庁舎案内の表示を行うこと。また、裏面についてはポスター広告の掲出を可とする。」 (入札案内書 13 頁の記載)

【質問内容】

- ① 庁舎案内の表示方法についてはモニターにて表示するということでしょうか。
それとは別に庁舎案内を掲出するということでしょうか。
- ② また、裏面のポスター広告の掲出を可とするということですが、モニターを壁付けした場合、裏面とは何を対象にした裏面となるのでしょうか。

【回答】

ご質問いただきありがとうございます。

① について

庁舎案内の表示方法は、モニターにて表示をお願いします。

② について

記載が誤っていました。

仕様書 1(4)に記載すべきところを、1(3)に記載してしまいました。

ご指摘のモニターにおかれましては、裏面への広告ができない仕様になっています。大変失礼いたしました。

なお、待合ロビーの天井吊り下げ式モニターについては、裏面への広告可能です。

修正したものを 9 月 1 日より、掲載いたしました。